

令和8年3月27日

千葉県報第14129号別冊

## 包括外部監査の結果に係る措置結果

千葉県監査委員



## 目 次

- 1 令和5年度分  
(監査テーマ)  
千葉県社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  
- 2 令和6年度分  
(監査テーマ)  
公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について・・・・・・・・・・・・・・ 2

◎「区分」欄の記載について

包括外部監査対象団体の長（知事）等は、地方自治法第252条の38第6項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として「措置」を講じたときは、その旨を監査委員に通知することとされている。

また、包括外部監査人は、同法第252条の38第2項の規定により、包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えて「意見」を提出することができることとされている。

包括外部監査対象団体の長等は、監査の結果（「指摘」）に対して「措置」を講じた場合及び監査結果報告に添えられた「意見」に対して対応した場合、それぞれ「措置済み」、「対応済み」、対応を引き続き検討する場合は「継続」と整理し、監査委員に通知している。

- ・ 「措置済み」とは、包括外部監査で指摘された事項（「指摘」）のうち、下記のいずれかの措置・意思決定を行ったものである。
  - 1 監査結果に基づき、何らかの措置を実際に講じたもの
  - 2 監査結果に基づき、何らかの措置を講じる具体的方針、計画等を決定したもの（具体的とは、措置の内容、スケジュール等が明確であるもの）
  - 3 指摘内容どおりに対応できないものとして、その理由や検討結果等を明らかにしたもの
- ・ 「対応済み」とは、包括外部監査結果に添えられた意見（「意見」）について、上記のいずれかの対応・意思決定を行ったものである。
- ・ 「継続」とは、「指摘」に対する措置、「意見」に対する対応を引き続き検討することを前提に、現在の状況等を記載したものである。

千葉県社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
1	1.3 柏井浄水場・ちば野菊の里浄水場 ② 固定資産の計上単位について	担当者による処理のばらつきを防止するため、固定資産の計上単位の判断基準の具体化を要望する。 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」（総務省）32項において、固定資産台帳は、単に財務書類の補助簿としてのみならず、資産管理に役立つものでなければならないとされている。そのためにも、記載単位としては、①現物との照合が可能な単位であること、②取替や更新を行う単位であること、という2つの原則に照らして判断し、記載することが適当であるとされている。 これを踏まえて「千葉県営水道事業長期施設整備方針」「千葉県工業用水道事業施設更新・耐震化長期計画」等を考慮の上、事務処理基準の検討を要望する。	「資産評価及び固定資産台帳の手引き」（総務省）及び近隣他県の状況を参考にしながら、各所属に対し、例えば施設名や機械設備装置名など、現物との照合が可能で、取替や更新を行う単位での固定資産台帳への登録を指導する内容を追記したマニュアルを令和7年度決算説明会で配布した。	対応済み

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

## 【指摘】

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
2	4 健康福祉部・児童家庭課：児童扶養手当返還金 ① 調定減額について	生活困窮等の理由で、一括返還から分割返還に変更された場合に、翌年度以降に納期となる返還額分について、減額調定を行う事務は改められたい。	児童扶養手当返還金に限らず、調定後に分割納付の特約又は処分をした場合は、減額調定を行わず、特約等で定めた金額、期限等の事項を記載した文書と納付書を交付する処理に統一していく。	措置済み

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
3	2 健康福祉部・児童家庭課：母子父子寡婦福祉資金貸付金（元金・違約金） ② 違約金の暫定計算及び債務者への情報提供について	各債権管理担当課において、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。 また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。	総務課が例年実施している、各所属への税外収入未済に関する実態調査において、延滞金等を把握することの有用性について記載し、暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに、延滞金等の暫定額を照会した。 また、回答のあった暫定額について、総務課において集計を行った。	対応済み
4	6 健康福祉部・障害者福祉推進課：自立支援医療（精神科通院医療）に係る公費負担分 ① 遅延損害金について	各債権管理担当課において、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。 また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。	総務課が例年実施している、各所属への税外収入未済に関する実態調査において、延滞金等を把握することの有用性について記載し、暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに、延滞金等の暫定額を照会した。 また、回答のあった暫定額について、総務課において集計を行った。	対応済み
5	8 健康福祉部・医療整備課：保健師等修学資金貸付金返納 ① 延滞利子の調定について	各債権管理担当課において、延滞利子を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。 また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。	総務課が例年実施している、各所属への税外収入未済に関する実態調査において、延滞金等を把握することの有用性について記載し、暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに、延滞金等の暫定額を照会した。 また、回答のあった暫定額について、総務課において集計を行った。	対応済み

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
6	9 商工労働部・経済政策課：千葉県感染拡大防止対策協力金返還金 ① 遅延損害金等について	各債権管理担当課において、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。 また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。	総務課が例年実施している、各所属への税外収入未済に関する実態調査において、延滞金等を把握することの有用性について記載し、暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに、延滞金等の暫定額を照会した。 また、回答のあった暫定額について、総務課において集計を行った。	対応済み
7	10 農林水産部・団体指導課：農業改良資金（違約金） ① 債務者及び連帯保証人へ通知している違約金の通知文について	各債権管理担当課において、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。 また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。	総務課が例年実施している、各所属への税外収入未済に関する実態調査において、延滞金等を把握することの有用性について記載し、暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに、延滞金等の暫定額を照会した。 また、回答のあった暫定額について、総務課において集計を行った。	対応済み
8	11 農林水産部・団体指導課：林業・木材産業改善資金（貸付金の償還金） ① 遅延損害金について	各債権管理担当課において、遅延損害金等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。 また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。	総務課が例年実施している、各所属への税外収入未済に関する実態調査において、延滞金等を把握することの有用性について記載し、暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに、延滞金等の暫定額を照会した。 また、回答のあった暫定額について、総務課において集計を行った。	対応済み

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
9	1 3 農林水産部・団体指導課：就農支援資金（貸付金の償還金） ① 遅延損害金について	各債権管理担当課において、遅延損害金等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。 また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。	総務課が例年実施している、各所属への税外収入未済に関する実態調査において、延滞金等を把握することの有用性について記載し、暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに、延滞金等の暫定額を照会した。 また、回答のあった暫定額について、総務課において集計を行った。	対応済み
10	1 4 農林水産部・環境農業推進課：平成15年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業補助金返還金 ① 延滞金の通知について	各債権管理担当課において、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。 また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。	総務課が例年実施している、各所属への税外収入未済に関する実態調査において、延滞金等を把握することの有用性について記載し、暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに、延滞金等の暫定額を照会した。 また、回答のあった暫定額について、総務課において集計を行った。	対応済み
11	1 8 県土整備部・港湾課（葛南港湾事務所）：船橋ボートパークの維持管理に係る不当利得返還請求 ① 遅延損害金の請求について	「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を発生主義に基づき把握することは債権管理に有用であることから、債務者への情報提供や、主体的か否かに関わらず法的措置を実施することの検討などを想定し、各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知することを要望する。 また、県の債権管理に有用な情報となることから、この情報を県として集計することも要望する。	総務課が例年実施している、各所属への税外収入未済に関する実態調査において、延滞金等を把握することの有用性について記載し、暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに、延滞金等の暫定額を照会した。 また、回答のあった暫定額について、総務課において集計を行った。	対応済み

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

## 【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
12	1 健康福祉部・健康福祉指導課：生活保護費弁償金（非強制徴収公債権分） ② 担当者間の連携について	現場の担当者からの問合せについて、適時に進捗状況を伝えるよう要望する。	各健康福祉センターと当課生活保護担当者を構成メンバーとするチャットグループを活用する等により、現場の担当者からの問合せ等に適時に対応していく。 また、関係課等への協議等が必要と見込まれる複雑な事案については、速やかに課内で共有し、対応方針等を検討することについて周知した。	対応済み

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
13	3 健康福祉部・児童家庭課：児童措置費・児童福祉施設費扶養義務者負担金 ① 滞納処分の執行停止について	生活困窮や、死亡・行方不明に分類されている債権については、時効経過まで放置するのではなく、滞納処分の執行停止を行うよう要望する。	滞納処分をすると生活が著しく窮迫させるおそれがある等と認められる場合については、執行停止を行うように各児童相談所へ「児童措置費負担金収入未済縮減検討会」にて指示した。	対応済み
14	3 健康福祉部・児童家庭課：児童措置費・児童福祉施設費扶養義務者負担金 ② 滞納処分（強制執行）について	例えば、悪質な事例に的を絞って差押え等の法的措置を執行するとともに、執行した法的措置の事例を公表することによって、扶養義務者やその周囲の者の意識改革を促すことを検討するよう要望する。	滞納理由等が悪質と考えられ、こどものケースに支障が生じないと判断できる事例については、差し押さえを含めた対応を検討するように「児童措置費負担金収入未済縮減検討会」にて各児童相談所へ指示した。	対応済み
15	3 健康福祉部・児童家庭課：児童措置費・児童福祉施設費扶養義務者負担金 ③ 分割納付の受入体制について	児童措置費扶養義務者負担金及び児童福祉施設費扶養義務者負担金の分割納付を受け付ける際には、可能な限り、事前に財産調査を行い、責任者の決裁を得た上で行うよう要望する。	財産調査にはかなりの時間を要するため、債務者が分納意思を示した機会をとらえて分割納付を進めた方が債務の縮減につながると考える。必要に応じて、事前に財産調査を行うことを検討したい。また、分納については、責任者の決裁により決定していく。	対応済み
16	3 健康福祉部・児童家庭課：児童措置費・児童福祉施設費扶養義務者負担金 ④ 負担金の算定方法及び算定基準について	負担金の算定方法及び算定基準について、負担金額が扶養義務者にとって過度な負担とならないよう、「児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則」の内容の改正を検討することが望ましい。その前提として、児童措置費の負担金額の算定基準に関する要綱の見直しを国に対して働きかけるよう要望する。	負担金は、扶養義務者からその負担能力に応じて徴収することとなっているが、保護者から負担金を徴収することは、保護者との信頼関係構築やケースワークをより困難なものとし、結果として本来優先すべき児童の円滑な支援に支障をきたす要因となっている実態があることから、「国の施策に対する重点提案・要望」のなかで、国に対して、この児童措置費負担金制度を見直すことを要望した。	対応済み

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
17	5 健康福祉部・児童家庭課：東京高等裁判所平成20年（ネ）第444号損害賠償請求事件に係る求償金 ① 訴訟費用の未請求について	訴訟費用について判決主文で債務者負担となった場合、県の債権として、訴訟費用額の確定処分により具体的な金額を確定させた上で、債務者へ請求するなど、適切な債権管理をされたい。 なお、訴訟費用額の確定処分の申立てを行うことが費用対効果の観点から合理的ではないと認められる場合には、徴収停止の決定をすることも検討されたい。	令和7年2月に本体債権に係る民事執行手続き等について弁護士委託の契約を締結したところであり、付随する訴訟費用について確定処分の申立てを行うことが費用対効果の観点から合理的であるか等を庁内の関係部署と協議しながら検討するとともに、財産開示命令の申立等により、相手方の資産状況の把握に取り組み、収入未済の解消に努めていく。	対応済み
18	5 健康福祉部・児童家庭課：東京高等裁判所平成20年（ネ）第444号損害賠償請求事件に係る求償金 ② 債権回収に向けた手続の進捗について	訴訟を行って、債務者による支払を命じる判決が確定したのであれば、債権回収に向けて、現在進めている強制執行のための手続を速やかに行うよう要望する。	令和7年2月に本件債権に係る民事執行手続き等について弁護士委託の契約を締結した。 今後、財産開示命令の申立等により、相手方の資産状況の把握に取り組み、収入未済の解消に努めていく。	対応済み

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

【意見】

※報告当時は児童家庭課の事務であったが、令和7年度の組織改正に伴い子育て支援課に事務が移ったことを受け、子育て支援課から対応が報告されている。

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
19	2 健康福祉部・児童家庭課：母子父子寡婦福祉資金貸付金（元金・違約金） ① 分割納付の決定の際の経済状況の調査について	分割納付対応に当たっては、分納額を合理的に算定・決定するために、可能な限り相手方の収支状況・財産状況の調査を行うよう要望する。また、分割納付を認める決定を行う際には、各健康福祉センターの責任者の決裁を得ることとするよう要望する。	各健康福祉センターに、「分割納付決定の際、収支状況・財産調査資料を添付し、センター長の決裁を行うこと」について通知し、是正を求めた。 令和7年8月に各健康福祉センターへ通知内容について確認を行った結果、総決定件数49件中、47件が適正に処理されており、2件で資料の添付漏れ等があったため、改めて是正を行うよう指導した。	対応済み
20	2 健康福祉部・児童家庭課：母子父子寡婦福祉資金貸付金（元金・違約金） ③ 違約金不徴収の決定に係る事務について	健康福祉センターが母子父子寡婦福祉資金に係る違約金不徴収申立書を作成する際には、申立てに係る違約金の情報を入力するだけでなく、償還金の支払が遅延した理由についても入力した上で債務者に交付することを検討するよう要望する。	各健康福祉センターに、「違約金不徴収の決定に係る事務について、理由欄含めて記載内容の確認を徹底すること」について通知し、是正を求めた。 令和7年8月に各健康福祉センターへ通知内容について確認を行った結果、総決定件数75件、すべてが適正に処理されていることを確認した。	対応済み
21	4 健康福祉部・児童家庭課：児童扶養手当返還金 ② 債務承認について	債務者からの債務の承認は必ず書面で得るよう要望する。	各健康福祉センターに、債務者からの債務承認は必ず書面で得るよう通知し、是正を求めた。	対応済み
22	4 健康福祉部・児童家庭課：児童扶養手当返還金 ③ 児童扶養手当返還金の調定期間について	児童扶養手当過誤払金の返還金額及び返還方法が決定し通知書を発送した際には、遅滞なく納入通知書の発送及び歳入の調定を行うよう要望する。	各健康福祉センターに、債務者に「児童扶養手当過誤払金返還方法決定通知書」を発送した場合、子育て支援課に対し月例の調定を行う毎月5日までに証拠書類を提出するよう通知し、是正を求めた。	対応済み

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
23	7 健康福祉部・障害福祉事業課：児童措置費負担金 ① 児童措置費（民生費）負担金事務マニュアルの更新について	マニュアルの更新を適時にされたい。仮に、人員の確保が難しい場合であっても、通達や指示について体系的にすべて保存して閲覧できるようにされたい。	令和6年度に児童措置費負担金マニュアル改正ワーキンググループを立ち上げ、児童相談所と連携して令和7年度中のマニュアル改正に向けて取り組んでいく。	対応済み
24	7 健康福祉部・障害福祉事業課：児童措置費負担金 ③ 児童措置費負担金の支払手段について	収入未済額の減少のため、徴収金の支払方法をより利用しやすくする対策を執ることを要望する。	令和8年7月から口座振替可能金融機関を増やすため、金融機関等と令和7年5月と11月に千葉銀行県庁支店において担当者会議を行い、必要な対応や今後のスケジュールや行うべき内容について調整を進めている。また、口座振替可能金融機関の選定については、他所属の実施事例を参考に進めているところである。	対応済み

## 公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

## 【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
25	8 健康福祉部・医療整備課：保健師等修学資金貸付金返納 ② 辞退による貸付決定の取消時の手続について	貸付決定の取消しに伴う手続と返還の猶予手続とを混同されたと考えられるが、貸付決定の取消しに伴う手続において、必要な書類を適時に漏れなく整備されるよう、マニュアルの明確化又は周知徹底等の対策を検討されたい。	作業をしている中で少しでも疑義が生じたら、「千葉県保健師等修学資金貸付金事務処理マニュアル」を用いて、担当者同士でマニュアルを示しながら確認していく。 また、事務処理についての確認においては、必要書類のチェックリストを作成し、借受人がチェックリストとともに書類提出を行うこととしている。貸付決定取消の決裁に先立ち、必要資料の確認担当者2名で必要資料に不備がないか、チェックリストを参照しながら確認をしていく。続いて決裁時にも別の担当者2名が必要書類や起案内容を、チェックリストやマニュアルを参照しながら確認を行っていく。	措置済み

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

## 【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
26	8 健康福祉部・医療整備課：保健師等修学資金貸付金返納 ③ 未納者の連帯保証人に対する措置について	マニュアルの見直しを行う、債権回収に知見のある専門部署や専門家へ適時相談し対応への助言を得る等、実効性を重視した管理体制整備の検討を要望する。	事務処理マニュアルにおける連帯保証人に対する措置については、リスクマネジメント推進室や、債権管理業務委託をしている弁護士と適時相談し対応への助言を得ており、連携体制を構築したところである。	対応済み

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
27	1 健康福祉部・健康福祉指導課：生活保護費弁償金（非強制徴収公債権分） ① 証憑の保管について	各段階での事務手続の妥当性を裏付ける証憑については、文書管理規則、文書規程等を参照し、当初からの収入未済状態が解消されるまでの顛末を把握できる情報及び証拠書類等を適切に取捨選択し、保存されたい。	生活保護費弁償金に係る収入未済が発生した場合には、生活保護のケースワーク記録とは別に、債務者別のケースファイルを作成し、諸記録や証拠書類等について保存し、収入未済が解消されるまで債権管理できるようにした。	措置済み

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
28	7 健康福祉部・障害福祉事業課：児童措置費負担金 ② 滞納整理の手続について	児童措置費負担金の滞納整理、催告・財産調査・差押えの際に、マニュアルとは異なる対応をする際には、ケース記録等を熟読し、担当児童福祉司の意見も聴取した上で所内会議に諮ることを要望する。特に、ア、イのように財産調査の結果、財産があることが確認された場合は、差押えの手続の実施の可否について十分に会議に諮った上で結論を出すことを要望する。	主務課及び各児童相談所が連携し、マニュアルが実務と各種規定に則した内容となるように改正を進めたところである。また、差押え等の実施可否については担当福祉司の意見を聴取したうえで、個々の事案について慎重に各児童相談所で議論して判断するよう努めており、その上で決裁等で組織として判断していく。	対応済み

## 公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

## 【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
29	9 商工労働部・経済政策課：千葉県感染拡大防止対策協力金返還金 ② 協力金支給時の手続の対応について	協力金事業の実施にあたり、関係課や、受託事業者などとの連携を強化し、受託事業者にマニュアルなどの内容を適切に理解させた上で、ダブルチェックなどを実施し、人為的誤謬を防ぐ対応を行うことを要望する。	今後、新型インフルエンザウイルスのまん延等により、飲食店への協力要請等が必要となり、協力金事業を実施することとなった場合は、関係課や受託事業者などとの連携を強化し、受託事業者における審査担当によるマニュアル内容の習熟やダブルチェックの徹底等により、人為的なミスによる支給を防止するよう、周知徹底を行う。	対応済み

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
30	1 2 農林水産部・団体指導課：農業改良資金（貸付金の償還金） ② 農業改良資金貸付金債権管理マニュアルの更新について	主務課及び各農業事務所においては、債権管理適正化の手引を準用しつつ、一部については独自で策定したマニュアルに基づき、債権管理を行っていることから、これまでに得られた経験や知見等を踏まえた債権管理等に係る業務マニュアルについて、適時、適切に更新するよう要望する。	既存の業務マニュアルを廃止し、当該事業の固有の債権管理等に係る内容について、これまでに得られた経験や知見等を踏まえて、新たに通知を発出した。	対応済み

## 公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

## 【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
31	1 1 農林水産部・団体指導課：林業・木材産業改善資金（貸付金の償還金） ② 林業・木材産業改善資金債権管理マニュアルについて	主務課及び各林業事務所においては、債権管理適正化の手引を準用しつつ、一部については独自で策定したマニュアルに基づき、債権管理を行っていることから、これまでに得られた経験や知見等を踏まえた債権管理等に係る業務マニュアルについて、適時、適切に更新するよう要望する。	当該事業の固有の債権管理等に係る内容について、これまでに得られた経験や知見等を踏まえて、業務マニュアルを更新した。	対応済み

## 公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

## 【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
32	1 4 農林水産部・環境農業推進課：平成15年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業補助金返還金 ② 債権管理コストの見直しについて	納付書の発送について、毎月送付するのではなくその費用対効果を鑑みて、四半期に1回や年1回にする等、管理コストや事務負担を軽減することを要望する。	令和7年度より、当該債権に係る納付書の発送について、費用対効果を踏まえて四半期毎とするよう見直しを行った。	対応済み

## 公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

## 【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
33	10 農林水産部・団体指導課：農業改良資金（違約金） ② 連帯保証人に対する催告について	未収金の早期かつ適切な回収ができるよう連帯保証人の相続人3名に対しても請求するようにされた。	連帯保証人の相続人3名に対し、令和7年8月に催告書を送付した。引き続き、早期かつ適切な回収に努めていく。	措置済み

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
34	1 2 農林水産部・団体指導課：農業改良資金（貸付金の償還金） ① 財産調査の同意書の取得について	財産調査の同意書は、延滞時における財産調査を円滑に行うためにも必要な書類である。 そのため、延滞が生じた早期のタイミングで可能な限り財産調査の同意書の入手するよう要望する。	催告書の送付時や話し合いの場を設けた際に、財産調査の同意書の提出を依頼しているが、債務者から同意が得られない状況である。引き続き、債務者から財産調査の同意書を入手するために納付折衝を継続していく。	対応済み

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
35	15 県土整備部・道路整備課：訴訟により支払が命じられた損害賠償（賃料相当損害金） ① 訴訟費用について	具体的な訴訟費用額について試算の上、必要に応じて第1 審の裁判所に対し「訴訟費用額確定処分」の процедуруとり、必要に応じて強制執行の対象とされたい。	訴訟費用額について試算の上、手続の要否について、慎重に検討していく。	対応済み

## 公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

## 【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
36	17 県土整備部・河川環境課：河川法に基づく原因者負担金 ① 早期の滞納処分について	滞納処分を行うためには対象となる財産を調査する必要があるところ、債権発生直後から速やかに財産調査を実施し、速やかに滞納処分に着手できるよう要望する。	護岸工事に係る負担金については、令和6年8月に消滅時効が完成し、不納欠損処理を行うとともに、復旧工事にかかる負担金については、令和7年5月に預金の一部差押えを行い、時効の完成猶予を行った。 また、令和7年4月1日付け河環第3号で各土木事務所へ通知し、適切な時期に財産調査を実施するよう指導を行った。	対応済み

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

## 【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
37	1 9 県土整備部・公園緑地課：損害賠償請求権（青葉の森公園プランター盗難） ① 債務名義の取得について	速やかに3名に対して訴訟提起されたい。	令和7年10月1日に知事協議を行い、訴訟を提起する方針を決定し、令和7年12月議会で訴訟提起の議決を得た。その後、令和8年1月28日に訴訟提起を行ったところである。	措置済み

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
38	20 県土整備部・住宅課： 県営住宅家賃（使用料） ① 納付誓約書の処理について	債務者から納付誓約書の提出を受けた場合には、履行延期の特約の手続をとった上で、分割弁済に応じるよう対応されたい。	地方自治法施行令の趣旨を踏まえ、個々の事案の内容に応じて、適切に対応していく。	措置済み
39	20 県土整備部・住宅課： 県営住宅家賃（使用料） ② 法的措置について	入居許可を取り消した場合は勿論のこと、納付誓約を履行しない債務者や納付誓約を提出しない債務者に対しても、速やかに入居許可を取り消した上で、法的措置を念頭に速やかに明渡しに向けた手続をとられたい。	納付誓約を履行しない債務者や納付誓約を提出しない債務者に対しても、引き続き、公営住宅の役割等を踏まえ、福祉的な配慮をした上で速やかに明渡しに向けた手続をとっていく。	措置済み
40	20 県土整備部・住宅課： 県営住宅家賃（使用料） ③ 入居許可を取消した後の納付誓約について	入居許可取消し後に引き続き県営住宅への居住を認めるのであれば、法的根拠を与えるよう必要な手続をとられたい。	入居許可取消し後に引き続き県営住宅への居住を認める場合、許可取消しの取消し又は撤回の通知を出すこととする。	措置済み

## 公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

## 【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
41	20 県土整備部・住宅課： 県営住宅家賃（使用料） ④ 納付誓約の債務名義化について	債務者から納付誓約書の提出を受け、その後に履行延期の特約の手続をとった場合に、債務者に即決和解の手続の利用や和解条項の内容に事前同意を得た上で、即決和解の手続により債務名義化することを検討されたい。	過去の事例や個々の事案の実情等を踏まえ、適切に対応していく。	対応済み
42	20 県土整備部・住宅課： 県営住宅家賃（使用料） ⑤ 保証人に送付する納付書について	保証人に送付する納付書については、保証人からの支払であることが確認できるような方式に改めるよう検討されたい。	対応するためには、千葉県営住宅管理システムの改修が必要となることから、システム改修等の際に検討していく。	対応済み

## 公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

## 【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
43	1 6 県土整備部・道路環境課（成田土木事務所）：県道への土砂流入に伴う原因者負担金 ① 分納誓約について	債務者から分納誓約を受ける場合には、分割の金額や回数の根拠となる資力関係の資料を徴収して、返済計画の妥当性を判断するよう要望する。	再度、債務者から分納誓約を受ける場合には、分割の金額や回数の根拠となる資力関係の資料を徴収して、返済計画の妥当性を判断する。	対応済み
44	1 6 県土整備部・道路環境課（成田土木事務所）：県道への土砂流入に伴う原因者負担金 ② 滞納処分について	債務者からの任意の返済が難しい状況にあるため、滞納処分を検討するよう要望する。	本人が所有する土地に対して、12月に参加差押を行ったところである。今後も債権回収のため、分納誓約に向けて架電や面談を行っていく。	対応済み

## 公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

## 【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
45	1 8 県土整備部・港湾課 （葛南港湾事務所）：船橋 ボートパークの維持管理に係 る不当利得返還請求 ② 法的措置について	債務者に対して、最後に催告書を送付してから既に5年が経過しており、自治令第171条の2の「相当の期間」は経過していると考えられるので、速やかに法的措置に移行されたい。	当所と港湾課が総務課リスクマネジメント推進室と行った債権管理に関するヒアリング結果を踏まえ、今後の方針を決めていく。	継続
46	1 8 県土整備部・港湾課 （葛南港湾事務所）：船橋 ボートパークの維持管理に係 る不当利得返還請求 ③ 債務者の特定について	船舶の所有権である債務者に対し、現在までの使用料相当損害金を調定上で請求し、併せて船舶の撤去を請求されたい。	当所と港湾課が総務課リスクマネジメント推進室と行った債権管理に関するヒアリング結果を踏まえ、今後の方針を決めていく。	継続

## 公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

## 【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
47	2.2 企業局・水道部・浄水課：調停条項による損害賠償金 ① 債権回収のための手続について	イレギュラーな原因により発生した債権の管理について、債権管理担当課が対応を相談できる体制があることを周知するよう要望する。	総務企画課において、令和7年9月8日付け企管総第1069号「債権管理の適正化について（通知）」を企業局内の各所属宛て発出し、債権管理にあたっては、「債権管理適正化の手引」等を確認するとともに、各所属における判断が困難な場合には、総務課リスクマネジメント推進室に相談するなど、債権管理の一層の適正化に取り組むよう周知した。	対応済み

## 公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

## 【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
48	2 1 企業局・管理部・業務振興課：千葉県水道事業給水収益（水道料金） ① 分納誓約書について	債務者の弁済に関する誠実な意思の表れを確認するとともに、適切な時効管理の観点からも分納誓約書を受け取るべきである。 県の債権管理適正化の手引によれば、口頭での承認であっても時効の更新事由とはなるが、後日の紛争防止のためにも、債務の承認は必ず書面で得るようにすると定められており、分納誓約書を作成する必要がある。	各水道事務所・支所長宛てに令和7年3月14日付け企管業第1366号「水道料金履行期限延期・分割納入における納付誓約書提出の徹底について（通知）」により文書通知するとともに、料金管理課長が出席する未収金回収対策全体会議において、分割納入の場合は分納誓約書を必ず提出させるよう指導し、徹底を図った。	措置済み

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
49	23 企業局・水道部・給水課：受託工事収益（原因者負担による修繕収益等） ① 記録・文書の整備について	現状においては、債権発生の際の経緯や交渉過程等の履歴が明確でないことから、その後の効率的な滞納整理事務に支障をきたすおそれがある。 県の債権管理適正化の手引においても、債権の記録の整備は、債権管理の最も基本的な事項であるとされており、また、訴訟を提起する場合に、県の主張を補完する資料として必要不可欠なものとなる。 したがって、債権の発生事由、個別の回収可能性、督促状況、債務者の状況、滞納の理由等の記録を適切に整理保存しておく必要がある。	債権の管理を徹底するにあたり、今までは過年度分も含めて、担当者が一括管理していたが、今後は案件ごとにファイルを作成するなど記録・文書の整備をし、担当者が変わっても一貫した対応ができるよう整理保存し、料金管理課長と担当者で情報共有を行うことで進捗管理の徹底を図った。	措置済み
50	23 企業局・水道部・給水課：受託工事収益（原因者負担による修繕収益等） ② 回収事務の管理について	文書による催告のみとなっており、債務者の状況も把握できておらず、実質的に効果のある回収事務が行われていない。文書のみではなく、積極的に債務者と接触・折衝する手段を講ずるべきである。	本件は、文書のみでの催告と指摘を受け、債務者と接触・折衝する手段を講じたところ、令和7年7月9日、債権の回収を完了した。 今後も、同様の案件が発生した際には、債務者と接触・折衝する手段を講じていく。	措置済み
51	23 企業局・水道部・給水課：受託工事収益（原因者負担による修繕収益等） ③ 遅延損害金請求・財産調査について	当該未収債権は私債権であることから、請求による履行遅滞を生じた後の期間に係る遅延損害金について請求するべきである。 また、履行延期の特約等の必要な措置を講ずることも必要である。債務者に対して財産調査を実施の上、債務者の収入・資産等の資料を取得するよう努力し、資力がない場合には履行延期の特約（自治令第171条の6）等の措置をとるべきである。	原因者負担による修繕収益等については、「千葉県企業局財務規程」及び「原因者負担に係る工事費及び損失水量取扱要領」に基づき債権の回収を行っているところであり、遅延損害金については、各水道事務所と連携し、督促や催告に応じず、訴訟等に至った債務者に対し請求していく。	措置済み

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
52	23 企業局・水道部・給水課：受託工事収益（原因者負担による修繕収益等） ④ 法的措置の検討について	当該未収債権は私債権であることから、督促後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、一定の場合を除き訴訟の提起、強制執行の申立て等を行わなければならないとされている（自治法第240条第2項、自治令第171条の2）。 本件のような督促や催告に応じない債務者との関係では他に手立てがないことから、債務者の財産調査を実施の上、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続を視野に入れた検討をするべきである。	督促や催告に応じない未収債権が生じた際は、債務者の財産調査を実施の上、資力がある場合又は財産調査に非協力的な場合は、各水道事務所と連携し、債権額と費用を比較のうえ、法的手続の検討を行っていく。	措置済み
53	25 企業局・水道部・給水課：雑収益（不正工事に係る認定水道料金等） ① 回収事務の管理について	不正工事発覚から請求に至るまでの経緯については、起案文書等で確認できたが、請求から現在までの督促等の事実関係が分かる文書が存在しておらず、回収事務の適切性が確認できなかった。そこで、担当者に回収手続の状況を確認したところ、督促状等の文書は送付しておらず、電話による連絡も取っていないとの事であった。したがって、当該債権は事実上放置されている状態となっている。 相手方に支払を促すと共に、適切な時効管理の観点からも文書や電話等による十分な回収努力を行うべきである。また、その際には、個別の回収可能性、督促状況、債務者の状況、滞納の理由等の記録を保存し、適切な回収事務の執行に努める必要がある。	交渉記録簿を整備し対応内容を記録、管理することとした。架電による交渉を試みたが、連絡が取れないため、住民票を取得したところ、当局が把握している住所に間違いのないこと及び法人格を有していないことが判明した。令和7年9月2日には督促状を簡易書留で発送し、配達完了したことを確認した。その後、支払い、連絡等がないことから、今後は現地訪問及び催告書発送を予定する。	措置済み

## 公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

## 【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
54	25 企業局・水道部・給水課：雑収益（不正工事に係る認定水道料金等） ② 請求金額の算定誤りについて	この原因は、担当者が誤って平成31年度の単価を採用したためである。過少請求金額は5円と僅少であるが、金額の多寡の問題ではない。請求事務手続に係る統制上の不備の問題である。今後は手続の見直しを行い、誤りが生じないようダブルチェックの徹底など再発防止体制を構築する必要がある。	不正工事報告の決裁時、担当者、確認者、課長にて色分けによりチェックを行い誤りが生じないよう徹底する。請求時決裁においても同様にダブルチェックを行い再発防止体制を構築する。	措置済み

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
55	24 企業局・水道部・給水課：給水申込納付金 ① 中止届の提出勧告について	回収見込みがないまま長期間にわたって債権を残存させておくのは余計な管理負担となり、効率的な債権管理ではない。このまま事態の進展が望めないのであれば、申請者に対して中止届の提出を勧告することが望ましい。	令和7年8月時点において、申請者と建設業者が補償問題による裁判中であり工事が中断している。指定給水装置工事事業者を通じて、申請者に対し給水申込納付金及び建築物負担金を支払うか、工事継続の意思がなければ中止届を提出するよう指導しているところである。 今後も定期的に指定給水装置工事事業者を通じて状況確認をし、工事継続の意思がないことの確認が取れ次第、速やかに中止届の提出を依頼する。	継続

公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

【意見】

※報告当時は土地事業調整課の事務であったが、令和7年度の業務分掌変更に伴い資産管理課に事務が移ったことを受け、資産管理課から対応が報告されている。

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
56	2.6 企業局・土地管理部・土地事業調整課：幕張新都心地下駐車場の管理運営に係る納付金 ① 利用料金の取扱いについて	利用料金から支払うべき納付金の滞納が生じないよう、納付金の支払方法の見直し等の検討をするよう要望する。	納付金の支払方法について、滞納発生時年2回だった納入回数を、年4回に見直した。また、決算資料の精査を行うことで、滞納が生じないよう努める。	対応済み

## 公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について

## 【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
57	27 公安委員会・交通部・交通指導課：放置違反金 ① 滞納者の管理下でない車両の盗難届について	滞納者の支払能力に疑義がある状況にもかかわらず、違反金が増え続ける状態であったのであるから、自己の管理下ないと主張することもあり、盗難届を提出することにより、違反の追加を止める提案を当事者にするよう要望する。	今後、同様の事案が発生しないよう自己の管理下になく盗難されたと主張するものに対しては、盗難届を提出することで、違反の追加を止める提案をすることや訪問による催促などにより引き続き収入未済の解消に向けた取組に努める。	対応済み